

## 【回覧】

— 集会所だより —

# HAPPINESS

— ハピネス —

令和7年10月発行

10月号  
vol: 7

## 「伝統文化と被差別階層①」

実写映画として空前のヒット作となった「国宝」。

この映画の舞台は「歌舞伎」、日本が誇るユネスコの無形文化遺産のひとつです。歌舞伎の歴史は古く、17世紀初頭に興った出雲の阿国による「かぶき踊り」が始まりとされ、元禄～文化・文政期（江戸時代）にかけて現在の形になってきたと言われています。

さて、このかぶき踊が演じられていたのが京都の三条河原という場所でした。現在では京都市内中心部で人の往来も盛んですが、当時は処刑場とされていたこともあり、「河原者」と呼ばれる被差別階層の人が多く住む場所でした。加えて、古代以降、芸能に携わる人は賤身という身分に固定され、職業も決められていました（江戸時代までの日本は身分によって職業が固定化される国家でした）。

ただ、その一方で、賤民と区別された人々の技術から、歌舞伎だけではなく、室町時代の能や狂言、庭園造りなど多くの伝統芸術が生み出されました。

ところで、歌舞伎をご覧になったことのある方は「〇〇屋！」と呼ぶ声を聞いたことがあると思いますが、この〇〇屋のことを屋号といい、歌舞伎役者の家（※1）ごとに違いがあります。

先に述べたように、歌舞伎の興りは被差別階層=賤民によるものでしたので、歌舞伎が人気を博しても、（身分は変わらず賤民のままだったので）江戸や大阪、京の町を大腕を振って歩くことはできませんでした（18世紀初頭には良民の身分になります）。こうした状況下で歌舞伎役者が知恵を絞りだし、市中の表通りに店を構えることで商人としての身分を手に入れたそうです。その際に使用したのが屋号であり、それが今に継承されています。

このように、当初は被差別階層の芸能であった歌舞伎ですが、能や日本庭園と同じように変わりゆく時代の中で「日本の伝統芸術」へと昇華し、多くの人間国宝（※2）を輩出してきました。今では格式高く華やかなイメージの伝統芸能ですが、差別をされていた時代があったのです。

こうした歴史を知ることも、現代にはびこる差別の解消につながっていくのではないかでしょうか。

次回は伝統芸能や祭りで使用される「太鼓」にスポットを当ててみます。

※1 歌舞伎の「家」：一般的な家族という意味での家ではなく、伝統芸能を継承してきた家系。

血縁関係によって形成された家とは異なります。

※2 人間国宝：文化財保護法に基づき、文部科学大臣が指定する重要無形文化財の保持者として認定された人物を指す総称。

## ●高齢者の人権～10月1日は国際高齢者デー～

国際高齢者デーは、高齢者の権利や尊厳を守ることや高齢者の虐待撤廃などの意識向上を目的とし、高齢者の社会に対する重要な貢献を強調し、今日の世界における高齢化の事実と課題について認識を高める日です。

そこで今月は、高齢者的人権について考えてみましょう。

近年、平均寿命の大幅な伸びや少子化を背景として、人口のほぼ4人に1人が65歳以上の高齢者となる「超高齢化社会」と言われています。そのような中、日田市の高齢化率は37.28%となっており、ほぼ3人に1人が高齢者という現状です。

超高齢化社会は、「健康かつ文化的な暮らし」の象徴ではありますが、その一方で高齢者的人権が侵害される事例が後を絶たず、社会問題となっています。

ひとつめは「高齢者虐待」。

介護や福祉を必要とする高齢者に対し、家庭や介護施設などにおける虐待が大きな問題となっています。養護者（高齢者の世話をしている家族・親族・同居人など）が介護負担のストレスや経済的困窮などから、虐待に走ってしまうケースや、自覚のないまま虐待を行っているケースも少なくありません。まずは、高齢者の安全を最優先とすることが重要です。

ふたつめは「財産をめぐるトラブル」。

振り込め詐欺被害のニュースを頻繁に耳にしますが、高齢者が狙い撃ちにされる特殊詐欺被害や悪質商法による被害、そして親族による不当な財産処分などが一例です。

高齢者がこのような被害にあわないよう、高齢者の動向を注視するなど周囲の支え合いが求められています。

上記の社会問題とは別に、高齢者の雇用拡大も望まれています。

毎年10月は、高年齢者雇用支援月間とされており、高齢者が安心して自立した生活を確保し、生きがいを持って社会の一員として生活するには、高齢者の雇用の維持・拡大が不可欠です。また、少子化が進み、労働力人口の減少が見込まれる中、働く意欲と能力を持つ高齢者が年齢に関わりなく働きつづけることができれば、本人だけでなく社会全体にとっても有益となります。

このように、高齢者の社会参加を阻むあらゆる障害や障壁を取り扱うことは、すべての人にとっても暮らしやすさの向上につながると考えられます。誰もが社会の一員として暮らしやすい社会の実現に向け、一人ひとりが互いの違いや個性を認め合い、支え合う心を育むことが大切ではないでしょうか。

※集会所では、生きがいサロンや週一通いの場など、地域で高齢者を支え合う取り組みを実施しています。  
ぜひご参加ください。

### ●北友田3丁目地区集会所●

- 北三週一通いの場 毎週水曜日開催予定
- 北三生きがいサロン 每週木曜日開催予定

### ●京町地区集会所●

- 京町生きがいサロン 毎週火曜日開催
- いまいし元気クラブ 每週金曜日開催  
(週一通いの場)



## ●ひとそれぞれの個性を大事にする

京町および北友田3丁目集会所のワークショップ事業で取り組んだ「えのぐあそび」。壁から床までの部屋一面をキャンバスに見立て、自身の手足を使い、好きな色で好きなものを自由に描く体験型の学習です。

参加した子どもたちを観察すると、ひとりで黙々と描く子もいれば、みんなと触れ合いながら描く子など、それぞれの「個性」が垣間見える中で、お互いがお互いの邪魔をしないといった配慮が感じられ、ひとつの空間で「自分のカラーを出す」、そして「みんなで楽しむ」ことが共有されていたように映りました。

この学習の目的は、「自由な表現、他者とのコミュニケーション、色づかいや個性を大事にする空間の共有」であり、それは人権の尊重につながるものと言えます。

日本社会の人権問題は、時代の移り変わりとともに多岐にわたり、形を変えていったものもあります。そして、その時代の移り変わりは人の考え方にも大きな影響を与えていきます。

なかでも重要視されているのが、「個性を大事にする」ことで、人権に係る学習では障がい者、外国人、性の在り方などを個性として捉え、それを「認め、理解する」ことを学ぶ機会が増えています。

さまざまな空間において、「個性を大事にする」ことをみんなで共有し、人権問題の解消に向き合う心が養われることを期待します。



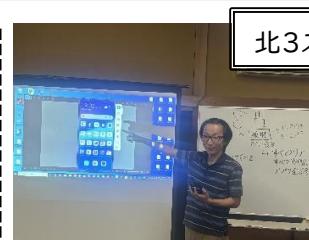
## ●集会所ダイアリー



マクラメづくり



北3スマート教室



オリジナルハゴムづくり



# 集会所イベントカレンダー

## ●北友田3丁目地区集会所●

10/18 (土) 第3回北3人権講座  
「嘘をつかずに生きるとは  
～クラリネットと共に～」

◇時間：16:00～70分程度

◇講師：倉堀 翔さん

(トランスジェンダー)



～profile～

県内のの中・高等学校でクラリネットの指導に励まれる傍ら、ジェンダーやLGBT+Qに関する人権講演活動を積極的に行ってています。

教育現場では、自身がトランスジェンダーであることを公言。現代を生きる学生と日々、音楽を通して共に成長する教育理念を矜持とし活動されています。

10/24 北3ワークショップ  
「メディカルフットセラピー」

◇時間：19:00～20:30

◇講師：ヨガインストラクター  
桜木 恭子さん

◇参加費：500円

◇定員：10名程度



10/16 「光岡地区巡回検診」

～年に1度は検診を！～

◇時間：受付9時～

◇場所：光岡公民館

◇事前予約が必要です（24-3000）

※詳細はHPをご覧ください。



北友田3丁目地区集会所

■〒877-0078 日田市北友田3丁目2531-39  
■TEL/FAX 0973-23-6920  
■Mail:kitasan@city.hita.lg.jp

## ●京町地区集会所●

10/9(木) 「第3回人権学習会」

●演題：「保護司とは  
～保護司制度の沿革と現在について～」

◇時間：19:00～20:10

◇講師：掛橋 泰定さん

(日田保護区保護司会 会長)



10/25 (土) むくの木ワークショップ  
「張子づくり」

◇時間：10:00～12:00

◇講師：田中 美保さん

◇材料費：1,300円

◇定員：15名



同時開催 いまいしこども食堂&地域食堂

○高校生以下：無料 大人：200円

○時間：11:30～14:00くらいまで

10/29 (水) むくの木ワークショップ  
「フラワーアレンジメント」

◇時間：19:00～21:00

◇講師

花屋 茉 高瀬 省二郎さん

◇材料費：3,000円

◇定員：15名程度

◇準備物：はさみ



京町地区集会所(むくの木センター)

■〒877-0051 日田市京町51-5  
■TEL/FAX 0973-23-4620  
■Mail: takase@cyber.ocn.ne.jp